

**◆改善事例◆ 株式会社アイエーシーインターナショナルに対する申入れ**

事業者名：株式会社アイエーシーインターナショナル

事業内容：輸入自動車の販売

申入対象：「お支払詳細連絡票」及び売買契約書の条項

申入開始日：2017（平成29）年10月17日

申入終了日：2019（令和31）年7月23日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

- 1 「お支払詳細連絡票」の記載（入金した代金はいかなる理由を問わず返金しない旨の記載 ← 法9条1項、法10条
- 2 売買契約書・特約条項6条1項（中古車の価格ステッカー、車両状態説明書等の記載等から通常生じる瑕疵について瑕疵担保責任を負わない旨の条項） ←法8条1項5号
- 3 新契約書の売買契約条項7条3項（中古車のプライスボード、特定の車両状態を表示する書面等の記載等から通常生ずる不具合について一切異議を述べない旨の条項 ←法8条1項5号
- 4 売買契約書・特約条項6条2項（引渡時に外観、装備等に確認義務を課し、引渡後に瑕疵があっても異議を述べない旨の条項） ←法8条1項5号
- 5 新契約書・売買契約条項12条1項（自動車代金の支払等を怠った場合に売主が無催告解除できる旨の条項） ←法10条
- 6 新契約書・注文特約条項3条（注文を撤回した場合、手付金が返還されない旨、及び売主が被った損害を賠償する旨の条項 ←法9条1号

	Cネット東海の主な申入れ内容	シッククリエーションの回答（結果）
1	<p>「お支払詳細連絡書」の「尚、ご入金頂きました代金に関しては入金目的に関わらず、いかなる理由を問わず返金致しませんので予めご了承下さい。」との記載</p> <p>◆申入れ内容 削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 平均的損害を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであり、法9条1号に抵触する。また、契約が解約等により効力を失った場合には代金を返還しなければならないという民法の原則を修正し、消費者の権利を制限し、または義務を加重し、消費者の利益を一方的に害するものであり、法10条に抵触する。</p>	左の文言を記載しないこととした。
2	<p><b>売買契約書・特約条項6条1項 自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態</b></p>	本条項を削除する。

	<p>様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>「価格ステッカー、車両状況報告書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵」との記載を、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と改めるとともに、「甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」との記載を削除してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>法律上、「瑕疵」とは、「その物が有すべき品質、性能を有していないこと」を言い、極めて広範囲なものを含む概念であり、上記条項からは瑕疵担保責任を負わない範囲が大きく広がる恐れがある。また「また」以下の記載は、何らの限定無く瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、法 8 条 1 項 5 号に抵触する。</p>
<p>3</p> <p><b>新契約書・売買契約条項 7 条 3 項</b> 自動車の中古車である場合には、乙は、プライスボード、特定の車両状態（自車メーター交換）、修復歴、要請美箇所）を表示する書面、点検整備記録簿に表示されている走行距離・前使用者の使用状態等により通常生ずる不具合について一切異議を述べないものとします。但し、保証書が添付されている場合には、乙は、その範囲で保証を受けることができます。</p> <p>◆申入れの内容</p> <p>「通常生ずる不具合」との記載を、「通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と改めて下さい。</p> <p>◆申入れの理由</p> <p>「不具合」とは、「その物が通常有する品質、性能を欠く状態であること」を言い、極めて広範囲な概念を含む概念であり、上記条項からは瑕疵担保責任を負わない範囲が大きく広がる恐れがある。したがって、何らの限定無く瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、法 8 条 1 項 5 号に抵触する。</p>	<p>本条項を削除する。</p>

4	<p>売買契約書・特約条項6条2項 前項に拘わらず、乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合に、引渡を終了した後は異議を述べるできないものとしします。</p> <p>◆申入れの内容 隠れた瑕疵を除くことを明記してください。</p> <p>◆申入れの理由 隠れた瑕疵がある場合も、売主が責任を負わないように読める規定であり、瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、法8条1項5号に抵触する。</p>	本条項を削除する。
5	<p>新契約書・売買契約条項12条1項 第8条各号の一に該当する事由があるときは、甲は催告無くしても本契約を解除することができます。</p> <p>◆申入れの内容 本規定の末尾に、「但し、第8条第1号の場合には、甲は、乙に対し、相当期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときに限り本契約を解除することができるものとしします。」との文言を加えてください。</p> <p>◆申入れの理由 8条1号には、「自動車代金等の支払いを怠ったとき」が挙げられているが、これを無催告解除に事由として掲げることは、契約解除の場合に総督期間を定めた催告を経ることを要件とする民法の規定を消費者に不利に変更するものである。消費者が売買代金等の支払が1日でも遅れた場合に直ちに契約解除できることになり、消費者の権利を著しく制限し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、法10条に抵触する。</p>	本条項を削除する。
6	<p>新契約書・注文特約条項3条2項 乙は契約が成立するまでは、注文を撤回することができます。この場合、手付金は返還されない事に異議ないものとし、甲が被った損害を賠償するものとしします。</p> <p>◆申入れの内容 「この場合、手付金は返還されない事に異議ないものとし、甲が被った損害を賠償するものとしします。」との部分を、「この場合、甲は、受領済みの手付金を甲が被った車両の整備費、登録手続に</p>	本条項のうち「この場合」以下の部分を削除する。

<p>要した費用等の損害賠償に充当するものとし、充当した後の手付金の残額を乙に返還するものとし ます。」と改めてください。</p> <p>◆申入れの理由</p> <p>申込みの撤回により売主が被った損害の金額の 多寡にかかわらず、手付金全額を没収するという ものであり、手付金を損害賠償額の予定として定 めるものに他ならない。そして、手付金の金額に よっては、損害賠償の予定の額が平均的な損害の 額を超えることになるため、法9条1号に抵触す る。</p>	
---	--